

事 業 主 殿
安全衛生ご担当者 殿

資格取得キャンペーンへのご協力をお願い

平素より中央労働災害防止協会の諸事業にご支援・ご助力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各事業場におかれましては、さまざまな労働安全衛生活動、労働災害防止の取組を展開されていることと存じます。

労働災害を防止するには種々の知識が必要となります。なかでも、関係法令で資格取得が求められている安全管理者や職長、作業主任者、技能講習、特別教育等においては、作業の安全と働く人の健康を守る上で、その資格取得、教育修了は絶対条件のひとつです。

そこで当センターでは、全国労働衛生週間が終了した翌月の11月を「資格取得キャンペーン」期間と位置づけ、無資格作業を「しない・させない」体制の整備、職場風土づくりをバックアップすることとしました。このキャンペーンを機会に、作業内容と使用設備についての関係法令による規制の有無を調査し、関係する資格の取得状況の確認を行うとともに、次ページの一覧を参考に、資格取得者の充足を図り、労働災害の撲滅への取組をお願い申し上げます。

なお、中国四国9県の労働基準協会（連合会）および当センターでは、資格取得のための講習会を通年で実施しています。併せてご利用ください（講習会の種類や実施日程などの詳細は最終ページに記載した最寄りの労働基準協会（連合会）および当センターへお問い合わせください）。

また、中央労働災害防止協会では毎年、12月～翌年4月に、雇入れ時教育や作業内容変更時教育など特に労働安全衛生法に基づく教育を促すため、「安全衛生教育促進運動」を展開しています。その趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



主唱：中央労働災害防止協会

中国四国安全衛生サービスセンター

本部 出版事業部

協力：一般社団法人 鳥取県労働基準協会

一般社団法人 島根労働基準協会

一般社団法人 岡山県労働基準協会

公益社団法人 広島県労働基準協会

一般社団法人 山口県労働基準協会

一般社団法人 徳島県労働基準協会連合会

一般社団法人 香川労働基準協会

公益社団法人 愛媛労働基準協会

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

労働安全衛生法に基づく資格等の概要

(注) 法…労働安全衛生法
 則…労働安全衛生規則

資格区分	対 象 業 務	
免 許 法第72条 則第62条 69条	第1種衛生管理者免許 第2種衛生管理者免許 高圧室内作業主任者免許 ガス溶接作業主任者免許 林業架線作業主任者免許 特級ボイラー技士免許 1級ボイラー技士免許 2級ボイラー技士免許 エツクス線作業主任者免許 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許 特定第1種圧力容器取扱作業主任者免許* ¹ 発破技士免許 揚貨装置運転士免許 特別ボイラー溶接士免許 普通ボイラー溶接士免許 ボイラー整備士免許 クレーン・デリック運転士免許 移動式クレーン運転士免許 潜水士免許 衛生工学衛生管理者免許* ²	
技能講習 法第76条 則第79条	作業主任者	木材加工用機械作業主任者 プレス機械作業主任者 乾燥設備作業主任者 コンクリート破砕器作業主任者 地山の掘削作業主任者（地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習） 土止め支保工作業主任者（地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習） ずい道等の掘削等作業主任者 ずい道等の覆工作業主任者 型枠支保工の組立て等作業主任者 足場の組立て等作業主任者 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 鋼橋架設等作業主任者 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 コンクリート橋架設等作業主任者 採石のための掘削作業主任者 はい作業主任者 船内荷役作業主任者 木造建築物の組立て等作業主任者 第一種圧力容器取扱作業主任者（化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習） 特定化学物質作業主任者（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習） 鉛作業主任者 四アルキル鉛等作業主任者（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習） 有機溶剤作業主任者 酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習） 石綿作業主任者
	技能講習	床上操作式クレーン運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 ガス溶接技能講習 フォークリフト運転技能講習 ショベルローダー等運転技能講習 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 不整地運搬車運転技能講習 高所作業車運転技能講習 玉掛け技能講習 ボイラー取扱技能講習
特別教育 法第59条 則第36条	研削といしの取替え等の業務 動力プレス等の金型等の取付け等の業務 アーク溶接等の業務 高圧・低圧電気取扱いの業務 最大荷重1t未満のフォークリフトの運転の業務 最大荷重1t未満のショベルローダー等の運転の業務 最大積載量1t未満の不整地運搬車の運転の業務 制限荷重5t未満の揚貨装置の運転の業務 伐木等機械の運転の業務 走行集材機械の運転の業務 機械集材装置の運転の業務 簡易架線集材装置の運転の業務 立木の伐木等の業務 チェーンソー取扱いの業務 機体重量3t未満の建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、解体用）（自走できるもの）の運転の業務 基礎工事用機械（自走できるもの以外）の運転の業務 基礎工事用機械（自走できるもの）の作業装置の操作の業務 締固め用機械（自走できるもの）の運転の業務 コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務 ポーリングマシンの運転の業務 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務 作業床の高さ10m未満の高所作業車の運転の業務 巻上げ機の運転の業務	

資格区分	対 象 業 務
	軌道装置の動力車等の運転の業務 小型ボイラーの取扱いの業務 つり上げ荷重5t未満のクレーン・5t以上の跨線テルハの運転の業務 つり上げ荷重1t未満の移動式クレーンの運転の業務 つり上げ荷重5t未満のデリックの運転の業務 建設用リフトの運転の業務 つり上げ荷重1t未満のクレーン等の玉掛けの業務 ゴンドラの操作の業務 作業室・気こう室へ送気するための空気圧縮機の運転の業務 高圧室内作業の作業室への送気の調節のバルブ又はコックの操作の業務 気こう室への送気又は排気の調整のバルブ又はコックの操作の業務 潜水作業への送気の調節のバルブ又はコックの操作の業務 再圧室の操作の業務 高圧室内作業の業務 四アルキル鉛等の業務 酸素欠乏危険場所での作業に係る業務 特殊化学設備の取扱い等の業務 エックス線・ガンマ線装置による透過写真撮影の業務 加工施設等において核燃料物質等を取扱う業務 原子炉施設において核燃料物質等を取扱う業務 事故由来物質（東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該発電所から放出された放射性物質）より汚染された物の処分の業務 電離則に定める特例緊急作業に係る業務 特定粉じん作業の業務 ずい道等の掘削作業等の業務 産業用ロボットの教示等に係る機器の操作の業務 産業用ロボットの検査等に係る機器の操作の業務 自動車用タイヤの空気充てんの業務 廃棄物焼却施設のばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務 廃棄物焼却施設の設備の保守点検等の業務 廃棄物焼却施設の設備の解体等の業務 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務 除染等業務と特定線量下業務 足場の組立て等に係る業務 ロープ高所作業に係る業務 墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務
学歴および 経験	安全衛生推進者（法第12条の2）*3 元方安全衛生管理者（法第15条の2、則第18条の4）
学歴、経験 および研修	安全管理者（法第11条、則第5条） 次に掲げる機械の特定自主検査業務 動力プレス（則第135条の3） フォークリフト（則第151条の24） 車両系建設機械（則第169条の2） 不整地運搬車（則第151条の56） 高所作業車（則第194条の26） 建設工事の計画届に係る資格（法第88条第4項）

- *1 特定第1種圧力容器取扱作業主任者免許は、次の者が受けることができる（安衛則別表第4およびボイラー則第119条第1項）。
- 電気事業法第44条第1項第6号の第1種ボイラー・タービン主任技術者免状または同項第7号の第2種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者
 - 高圧ガス保安法第29条第1項の製造保安責任者免状または販売主任者免状の交付を受けている者
 - ガス事業法第32条第1項のガス主任技術者免状の交付を受けている者
- *2 衛生工学衛生管理者免許は、理工系の大学または高等専門学校卒業者、第1種衛生管理者免許試験合格者など一定の資格を有する者が厚生労働大臣の定める講習を修了した場合に受けることができる。
- *3 安全衛生推進者等養成講習を修了した者からも選任することができる。

鳥 取

(一社)鳥取県労働基準協会 東部支部	TEL 0857-52-7300 TEL 0857-52-5060	西部支部 中部支部	TEL 0859-34-5876 TEL 0858-22-9054
-----------------------	--------------------------------------	--------------	--------------------------------------

島 根

(一社)島根労働基準協会 松江支部 出雲支部	TEL 0852-23-1730 TEL 0852-23-1730 TEL 0853-25-2284	浜田支部 益田支部	TEL 0855-23-5611 TEL 0856-24-1585
------------------------------	--	--------------	--------------------------------------

岡 山

(一社)岡山県労働基準協会 岡山支部 笠岡支部 倉敷支部 児島支部	TEL 086-225-3571 TEL 086-221-2160 TEL 0865-63-3718 TEL 086-422-6230 TEL 086-473-1811	玉野支部 津山支部 新見支部 和気支部	TEL 0863-21-2349 TEL 0868-22-5454 TEL 0867-72-0338 TEL 0869-92-0876
---	--	------------------------------	--

広 島

(公社)広島県労働基準協会 広島北支部 広島中央支部 尾道支部 呉支部	TEL 082-221-0725 TEL 082-814-2354 TEL 082-228-5475 TEL 0848-22-3432 TEL 0823-22-1359	廿日市支部 福山支部 府中支部 三原支部 三次支部	TEL 0829-32-3851 TEL 084-949-2022 TEL 0847-45-5012 TEL 0848-64-7600 TEL 0824-62-3945
---	--	---------------------------------------	--

山 口

(一社)山口県労働基準協会 山口支部 岩国支部 宇部支部 小野田支部	TEL 083-925-1430 TEL 083-925-1430 TEL 0827-21-4403 TEL 0836-33-8495 TEL 0836-84-1200	下松支部 下関支部 徳山支部 萩支部 防府支部	TEL 0833-41-3510 TEL 083-267-1313 TEL 0834-31-2383 TEL 0838-25-2526 TEL 0835-22-6413
--	--	-------------------------------------	--

徳 島

(一社)徳島県労働基準協会連合会 徳島地方労働基準協会 阿南地方労働基準協会	TEL 088-634-1266 TEL 088-625-4456 TEL 0884-22-6982	鳴門労働基準協会 三好労働基準協会	TEL 088-685-7004 TEL 0883-72-1857
--	--	----------------------	--------------------------------------

香 川

(一社)香川労働基準協会 高松支部 大川支部	TEL 087-816-1401 TEL 087-816-1403 TEL 0879-26-3220	坂出支部 丸亀支部 三豊支部	TEL 0877-44-6466 TEL 0877-58-1260 TEL 0875-56-0866
------------------------------	--	----------------------	--

愛 媛

(公社)愛媛労働基準協会 松山支部 今治支部 宇和島支部	TEL 089-927-7730 TEL 089-927-7731 TEL 0898-22-6806 TEL 0895-25-8867	四国中央支部 新居浜支部 八幡浜支部	TEL 0896-29-5511 TEL 0897-37-3550 TEL 0894-22-2296
---------------------------------------	--	--------------------------	--

高 知

(一社)高知県労働基準協会連合会 高知労働基準協会 安芸労働基準協会	TEL 088-861-5566 TEL 088-885-4300 TEL 0887-35-2132	須崎労働基準協会 四万十労働基準協会	TEL 0889-42-3726 TEL 0880-35-4563
--	--	-----------------------	--------------------------------------

中央労働災害防止協会
中国四国安全衛生サービスセンター
〒733-0003 広島市西区三篠町3-25-30
Tel 082-238-4707 Fax 082-238-4716

中国四国安全衛生サービスセンター 四国支所
〒760-0017 高松市番町3-3-17(第1讀機ビル2F 北側)
Tel 087-861-8999 Fax 087-831-9358